

令和 7 年度大阪市職員採用試験のご案内

令和 7 年 5 月 1 日
大阪市人事委員会

◆試験の予定

試験区分、採用予定者数、受験資格及び試験日程については、今後変更することがあります。正式な内容は、採用試験要綱で確認してください。

◆試験の変更点

- ・「大学卒程度技術」及び「短大・高専卒程度技術」の第 1 次試験のうち適性試験を 3 月下旬に実施し、6 月に最終合格を発表します。
- ・「消防吏員 A」の受験資格年齢を「22 歳～27 歳」から「22 歳～30 歳」に変更します。
- ・「保育士 A」及び「保育士 B」の試験区分を「保育士」に統一し、受験資格年齢の上限を「34 歳」から「40 歳」に変更します。
- ・「臨床心理職員」の受験資格に「学歴要件」及び「専門資格要件」を追加します。

実施 時期	試験区分		採用 予定者数	受験資格		要綱発表 （予定）	受付期間 （予定）	第 1 次 試験 （予定）	最終 合格発表 （予定）
3 月 実施	大学卒程度 技術	都市建設 [主に土木]	40名程度	平成 8 年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた方（※ 1）		2 月28日	2 月28日 から 3 月16日 まで	3 月22日 から 3 月30日 まで	6 月 2 日
		建築	10名程度						
		化学	10名程度						
		造園	5 名程度						
		機械	10名程度						
		電気・電子 ・情報	10名程度						
	短大・高専卒 程度技術	都市建設 [主に土木]	数名程度	平成16年 4 月 2 日から平成18年 4 月 1 日までに生まれた方 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和 8 年 3 月までに卒業する見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方を除く。（※ 2）					
		建築	数名程度						
6 月 実施	事務行政（22-25） [大学卒程度]		200名程度	平成12年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた方（※ 1）		4 月 2 日 から 4 月21日 まで	6 月15日	8 月15日	
	大学卒程度社会福祉		60名程度	昭和60年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた方（※ 1）	【必須】 社会福祉主事任用資格を有する方又は採用 予定日までに取得する見込みの方				
	消防吏員 A 22歳～30歳 大学卒程度	（男）Ⅰ	50名程度	平成 7 年 4 月 2 日から平成16年 4 月 1 日までに生まれた方		4 月 4 日	4 月22日 から 5 月 8 日 まで	6 月15日	8 月29日
		（女）Ⅰ	数名程度						
		（男）Ⅱ	35名程度	平成 6 年10月 2 日から平成15年10月 1 日までに生まれた方					
			（女）Ⅱ						
	消防吏員 B 18歳～21歳 高校卒程度	（男）Ⅱ	75名程度	平成15年10月 2 日から平成19年 4 月 1 日までに生まれた方					
		（女）Ⅱ	数名程度						
	保育士		80名程度	次の①及び②を満たす方 ①昭和60年 4 月 2 日から平成18年 4 月 1 日までに生まれた方 ②保育士資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方（大阪府における国家戦略特別区域限定保 育士資格を有する方を含む。）					
	7 月 実施	社会人等技術 [大学卒程度]	機械	10名程度	昭和60年 4 月 2 日から平成11年 4 月 1 日までに生まれた方		5 月 1 日	5 月23日 から 6 月 9 日 まで	7 月 1 日 から 7 月15日 まで
電気・電子 ・情報			10名程度						
9 月 実施	事務行政（18-21） [高校卒程度]		30名程度	平成16年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までに生まれた方		7 月上旬	8 月上旬 から 8 月中旬 まで	9 月下旬	11月
	高校卒程度 技術	都市建設 [主に土木]	10名程度	平成16年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までに生まれた方					
		建築	数名程度						
		機械	数名程度						
	電気・電子 ・情報	数名程度							
		消防吏員 B 18歳～21歳 高校卒程度	（男）Ⅰ	未定	平成16年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までに生まれた方				
	（女）Ⅰ		未定						
	司書		未定	次の①及び②を満たす方 ①昭和60年 4 月 2 日から平成18年 4 月 1 日までに生まれた方 ②司書資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方					
学校事務 [高校卒程度]		未定	平成 8 年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までに生まれた方		12月				
					11月				

実施 時期	試験区分		採用 予定者数	受験資格	要綱発表 （予定）	受付期間 （予定）	第 1 次 試験 （予定）	最終 合格発表 （予定）
10 月 実 施	事務行政（26-34） 【大学卒程度】		50名程度	平成 3 年 4 月 2 日から平成12年 4 月 1 日までに生まれた方	8 月上旬	9 月上旬	10月	12月
	社会人等技術 【大学卒程度】	都市建設 【主に土木】	5 名程度	昭和60年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた方				11月
		建築	数名程度					
	社会人等社会福祉（有資格） 【大学卒程度】		20名程度	次の①及び②を満たす方 ①昭和41年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方（取得見込みは不可）（※ 3）				12月
	社会人経験者社会福祉 【短大卒程度】		5 名程度	次の①～④を全て満たす方 ①昭和41年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②社会福祉主事任用資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方 ③次の A 又は B に該当する方 A：児童福祉法に規定する児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士として相談援助業務に従事した経験のある方 B：社会福祉法に規定する福祉事務所において、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員及び就労支援員として相談援助業務に従事した経験のある方 ④③の従事期間（※ 4）が、令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの間に、同一団体等で継続して 2 年以上ある方				
社会人経験者保育士		未定	次の①～③を全て満たす方 ①昭和41年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②保育施設等（※ 5）で保育士として保育業務に従事し、同一企業・団体等で 1 年以上継続して勤務した期間（※ 4）が、平成22年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの間に通算して 7 年以上ある方 ③保育士資格を有する方（②において、通算しようとする期間も保育士資格を有していること）					

◆人事委員会が実施するその他の試験

実施時期	試験区分		採用 予定者数	受験資格	要綱発表 (予定)	受付期間 (予定)	第1次 試験 (予定)	最終 合格発表 (予定)
6月実施	臨床心理職員		20名程度	次の①及び②、又は①及び③を満たす方 ①昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ②学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて令和8年3月までに卒業見込み（既卒含む）の方又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方 ③公認心理師資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方	4月4日	4月21日から 5月22日まで	6月15日	8月29日
9月実施	障がい者を 対象とした 職員採用試験	事務職員 [高校卒程度]	10名程度	平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、次の①～④のいずれかに該当する方（※6） ①身体障がい者手帳の交付を受けている方 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ③児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障がい者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている方 ④精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	7月上旬	8月上旬から 8月中旬まで	9月下旬	11月

- ※1 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月までに卒業する見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める方も受験いただけます。
- ※2 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に卒業（見込み）の方等は、受験できません。詳細は、大阪市ホームページ「職員採用試験における学歴要件について」（<https://www.city.osaka.lg.jp/gyouseiinkai/page/0000429443.html>）をご覧ください。
- ※3 第1次試験合格時に「登録証」の写しの提出が可能な方に限ります。
- ※4 就業規則や雇用契約等で定められた1週間の所定労働時間が30時間以上（休憩時間及び時間外労働時間を除く。）であった期間に限ります。
- ※5 「保育施設等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、児童養護施設、乳児院とします。
- ※6 申込時に障がい者手帳等の新規交付申請手続中の方は受験できません。なお、障がい者手帳等の更新手続中の方は受験できます。

- 注1） 合格者は令和8年4月1日採用予定ですが、欠員等の状況により、勤務可能な方は令和8年4月1日より前に採用される場合もあります。
（消防吏員A（男）Ⅱ・（女）Ⅱ、消防吏員B（男）Ⅱ・（女）Ⅱについては令和7年10月1日、学校事務、社会人経験者保育士、臨床心理職員は令和8年4月1日採用予定です。）
- 注2） 採用予定者数の「数名程度」とは、1～4名程度を予定しています。

上記の採用試験についてのお問合せは

大阪市人事委員会（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 市役所4階

電話番号 06-6208-8545 FAX番号 06-6231-4622
06-6208-8546

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

上記の採用試験及びその他の職種の職員採用情報については、**大阪市ホームページ「市政－職員等採用」**（<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3057-0-0-0-0-0-0-0.html>）等で随時お知らせする予定です。